



マイナンバーカードの特急発行

乳児（満1歳未満）や海外からの転入者、マイナンバーカードの紛失等で、速やかにマイナンバーカードの交付を必要とする方は、申請から最短1週間程度でマイナンバーカードが手元に届く「特急発行」をご利用いただくことができます。詳細は下の二次元コード参照。



戸籍住民課 ☎ 083・934・2927

年金予約相談

山口年金事務所では、年金相談の予約を受け付けています。お客様のご都合にあわせてスムーズに相談できますので、年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ご利用ください。

申請 予約受付専用 ☎ 0570・05・4890、山口年金事務所お客様相談室 ☎ 083・922・5660
(音声ガイダンス【1】↓【2】)

人生会議「わたしのノート」

人生会議とは、もしものときに備えて、自分が大切にしていることや望む医療・ケアについて、あらかじめ考え、家族や信頼できる人、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有しておく取り組みのことです。市内の保健・医療・福祉の関係団体および行政機関で構成する「山口・吉南地区地域ケア連絡会議 在宅緩和ケア専門部会」では、「わたしのノート」を作成し、ご希望の方へ無料で配布しています。元気なうちから、自分が大切にしていることを考え、それを周囲に伝えておくことが大切です。繰り返し、何度でも話し合いまししょう。

▼配布場所 市内の地域包括支援センターおよび高齢福祉課（下の二次元コードからダウンロードも可能）



高齢福祉課 ☎ 083・934・2792



“ひきこもり”のお悩み、まずは相談



人とのコミュニケーションの方法がわからない、学校や職場に行けない等、困っていること、悩んでいること、生きづらさを感じていませんか。また、子どもが部屋から出てこない、親と口を利かない等、家族のことで困っていませんか。このようにさまざまな要因で周りの人とのコミュニケーションの機会が減ってしまった状態、“ひきこもり”は誰にでも起こり得ることです。本市では、ご本人やそのご家族の相談窓口と、心が休まり温かなような居場所を設置しています。あなたやあなたの周りに困っている人がいたら、まずはご相談ください。

■ NPO 法人ふらっとコミュニティ「ひより」
(小郡船倉町3-11) ☎ 083-902-5980
※市が相談窓口等の運営を委託しています。

障がい福祉課 ☎ 083-934-2988
FAX 083-934-4142

在宅介護者に家族介護 慰労金を支給します

介護サービスを利用せず家族で介護をしている方に慰労金を支給します。

▼対象となる方 要介護3以上の要介護者を1年以上介護している家族（介護者）

▼対象期間 支給要件を満たしているとして介護者が申し出る1年間

▼主な要件（全てに該当する方）

・要介護者と同居または同一敷地内、もしくは隣地に居住している
・対象期間において、要介護者の介護保険サービスの利用日数の合計が10

▼支給額 年額10万円

▼持参品 要介護者の介護保険証、介護者の印鑑、振込先の金融機関の口座番号が分かるもの、本人確認書類

申請 介護保険課 ☎ 083・934・2795、小郡保健福祉センター内介護保険課、各総合支所総合サービス課

▼阿知須 ☎ 0836・65・4111
▼徳地 ☎ 0835・52・1111
▼阿東 ☎ 083・956・0111

後期高齢者医療制度

県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 083-921-7111、
保険年金課 ☎ 083-934-2969、収納課 ☎ 083-934-2739

ご確認ください！後期高齢者医療保険料の決定通知

今年度の後期高齢者医療保険料に関する決定通知を7月15日（火）に発送します。保険料は後期高齢者医療の大切な財源です。同封の制度概要などで制度にご理解をいただき、納付をお願いします。

■ 保険料の決まり方

1年間の保険料の額は、均等割額と所得割額の合計額です。

均等割額 57,012円

+

所得割額

[令和6年中の所得 - 基礎控除 43万円※]
× 11.52% (所得割率)

＝

保険料 (上限 80万円)

※合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。

■ 保険料の軽減措置

- 世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて均等割額が軽減されます。

世帯の令和6年中所得の合計	軽減割合
43万円以下	7割
43万円 + (30.5万円×被保険者数) 以下	5割
43万円 + (56万円×被保険者数) 以下	2割

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金・給与所得者の数が2人以上の場合は、「10万円×(年金・給与所得者の数 - 1)」を加えた金額

※令和7年1月1日時点で65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、軽減判定の際に15万円を限度に控除

- 被用者保険の被扶養者であった方は、「均等割額」が資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

新しい「後期高齢者医療資格確認書」は7月中旬にお届けします

8月1日から使用する後期高齢者医療資格確認書（以下「資格確認書」）を、保険料の決定通知とは別に簡易書留で郵送します。新しい資格確認書については、マイナ保険証の保有の状況にかかわらず、被保険者全員に郵送します。※古い保険証は返却不要です。各自で処分してください。

資格確認書に限度区分が記載できます

限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示することで、病院でのお支払いを限度額までにとどめることができます。また、住民税非課税世帯の方（低所得Ⅰ、Ⅱの区分の方）は、入院時の食事代が減額されます。

限度区分を記載した資格確認書の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けています。ただし、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用すれば、窓口での申請は不要です。



「限度額適用・標準負担額認定」及び「限度額適用認定」の更新

現在、有効な認定証をお持ちの方で、低所得Ⅰ、Ⅱの区分に該当及び長期該当継続が確認できる方、または、現役並所得Ⅰ、Ⅱの区分に該当する方には、7月中旬にお届けする資格確認書に限度区分を記載してお届けします。申請は不要です。

限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示することで、病院でのお支払いを限度額までにとどめることができます。また、住民税非課税世帯の方（低所得Ⅰ、Ⅱの区分の方）は、入院時の食事代が減額されます。

福祉医療費受給者証の更新手続き

福祉医療費受給者証のうち、乳幼児用、こども用、ひとり親家庭用は、毎年8月1日が更新日です。更新手続きが必要な方に、6月中旬に更新申請書を送付していますので、必要書類を添付の上、手続きを行ってください。受給者には、7月末までに新しい受給者証を送付します。非該当の場合は通知します。なお、「ひとり親家庭医療費助成制度」について、所得制限のため助成対象にならなかった方でも、令和6年中の所得状況によっ

合など、まずはご相談ください。
☎ 基幹型地域包括支援センター（☎ 083・934・2758）、同徳地分室（☎ 0835・52・0670）、同阿東分室（☎ 083・956・0995）、その他お住まいの地域の地域包括支援センター

「ご存じですか養護老人ホーム

養護老人ホームは、ご家族の状況や経済的な事情で在宅での生活が困難となられた高齢の方が入所できる施設で、市内には、福寿園、秋楽園、阿東老人ホームの3施設があります。入所要件を確認したのち、審査会等を経て施設の空き状況に応じて入所となります。現在の住まいでの生活を続けることに不安をお持ちの場合など、まずはご相談ください。

では、新たに対象となる場合があります。
ます。その場合は、申請が必要です。
申 保険年金課 ☎ 083・934・
2803

男女共同参画推進活動 事業補助金

地域住民主体による男女共同参画
推進の取り組みに関する経費の一部
を補助します。

▼対象 本市の男女共同参画を推進
するために組織され、規約等を定
めている団体が行う、男女共同参
画社会の形成に資する講演会・研
修会等の開催、調査研究等

▼補助金額 補助対象経費の3分の
2以内（上限5万円）

※予算額に達し次第終了。

申 申請書（下の二次元

コード参照）に、事業計
画書、事業収支予算書、
その他資料を添えて、事業開始日
の10日前までに、人権推進課 ☎

083・934・2784、
jinken@city.yamaguchi.lg.jp

平和祈念・戦没者追悼の黙とう

原爆死没者の慰霊と平和祈念、第
二次世界大戦の戦没者追悼のため
市内全域にサイレンを吹鳴します。
1分間の黙とうにご協力ください。

▼日時 8月6日（水）8時15分、9

日（土）11時2分、15日（金）正午
総務課 ☎ 083・934・
2908

SNSの注意点

SNSは不特定多数の人と交流が
できる便利なツールですが、投資や
副業を紹介され負債を負った、恋愛
感情を利用したロマンス詐欺の被害
にあうなどの事案が起きています。
相手をすぐに信用するのではなく、
家族や友人・知人に相談をしましよ
う。困ったことがあれば、一人で悩
まず、まずは消費生活センターにご
相談ください。

☎ 電話または相談フォーム
（下の二次元コード）で、
消費生活センター ☎
083・934・7171

全国一斉「こどもの 人権相談」強化週間

学校でのいじめや家庭内での児童
虐待など、こどもをめぐるさまざま
な問題や悩みについて、「こどもの
人権110番」による電話およびL
INEによる相談を受け付けます。

▼日時 8月27日（水）～9月2日
（火）平日8時30分～19時、土・
日10時～17時

▼相談先 ☎ 0120・0007・
110またはLINE（下の二次

元コード参照）

山口地方公務局人権擁護
課 ☎ 083・922・
2295

事業ごみは集積所に 出してはいけません

自治会等が管理されているごみ集
積所は、家庭ごみを排出する場所
です。市では、事業所から排出され
るごみの収集を行っていますので、
事業所が自治会等に参加されている
場合でも、ごみ集積所に出さず、市
の処理施設に直接持ち込むか、廃棄
物収集運搬許可業者に収集を委託し
てください。事業系ごみの
分け方・出し方は、下の二
次元コード参照。
☎ 資源循環推進課 ☎ 083・941
・2185

飼い主のいない猫 不妊去勢手術相談会

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を
施し、猫を適正飼養しようとする個人
TNR活動を行おうとする団体、地域
猫活動を行おうとする地域に対して手
術費の助成を行っています。本制度お
よび飼い主のいない猫による生活環境
課題に関する相談会を開催します。

▼日時 8月27日（水）15時～16時
▼場所 小郡地域交流センター第一

清掃工場ダイオキシン類測定結果

「ダイオキシン類対策特別措置法」
「廃棄物の処理及び清掃に関する法
律」に基づき、令和6年度に実施
した清掃工場のダイオキシン類測定
の結果を報告します。
測定の結果は、法に定める基準値を
下回っていました。

☎ 環境施設課
☎ 083-941-2188

項目	排ガス （煙突から出るガス）		主灰 （燃えがら）		飛灰 （集じん器で集めた灰）	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
単位	ng-TEQ/ m ³ N		ng-TEQ/g			
基準値	1		3			
令和6年 6月25日採取	0.0059	0.000085	0.0011	0.0004	0.2	0.094

ng（ナノグラム）…………… 1グラムの10億分の1の量
TEQ（ティーイーキュー）…………… 最も強い毒性のあるダイオキシンを基準として毒性を
換算した量
m³N（ノルマル立方メートル）…… 温度0℃、1気圧の状態に体積を換算したガス量



児童扶養手当・特別児童扶養手当の 更新手続きをお願いします

申問 こども未来課 ☎ 083-934-2797

更新手続き

児童扶養手当受給者には現況届を7月末に、特別児童扶養手当受給者には所得状況届を8月上旬に郵送します。引き続き受給する場合は、いずれも届出が必要です。

■各手当の更新に必要な書類と受付期間

手当名	市からの 発送時期	発送書類 (提出書類)	受付期間
児童扶養手当	7月末	現況届	8/1 (金) ～8/29 (金)
特別児童扶養手当	8月上旬	所得状況届	8/12 (火) ～9/11 (木)

制度

【児童扶養手当】

次の①～⑦のいずれかに当てはまる18歳に達する年度末までの児童（中程度以上の障がいのある場合は、20歳未満）を監護・養育しているひとり親家庭等の父・母・養育者が受給できます。

※受給者や同居の扶養親族の所得状況、公的年金の受給額によっては支給停止となる場合があります。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡・生死不明である児童
- ③父または母に重度の障がいがある児童
- ④父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の母の子である児童

※なお、受給されている場合でも、以下の要件に該当する場合は必ず資格喪失届を提出してください。

- ・受給者である父または母が婚姻したとき（内縁関係や同居など事実上の婚姻関係も同様）
- ・その他受給要件に該当しなくなったとき

【特別児童扶養手当】

身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護や養育している方が受給できます。

◆いずれの手当も

- ・児童が施設に入所しているときは、受給できません。
- ・所得が一定額を超えているときは、支給停止となります。

講座室

▼対象 飼い主のいない猫に対する保護やTNR活動などの取り組みに関心がある方

▼定員 先着約50人

申問 8月22日（金）までに、環境衛生課 ☎ 083・934・2690

犬の登録・狂犬病予防注射は 飼い主の義務です

〔犬の登録は生涯1回〕

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により登録が必要です。登録後に交付する鑑札は、法律により犬への着用が義務付けられています。また、登録後、飼い主の変更や飼い犬が亡くなった場合などは手続きが必要です。登録や変更などの手続きは、環境衛生課、山口・小郡を除く各総合支所地域振興課、市内の動物病院で行うことができます。

〔狂犬病予防注射は毎年1回〕

狂犬病は、犬だけでなく、人にも感染する病気で、発症するとほぼ100%の確率で死に至る極めて危険な病気です。毎年必ず、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせてください。狂犬病予防注射は毎年4月の集合注射以外に、動物病院でも受けることができます。注射後は、注射済票を鑑札とあわせて必ず首輪などに付けてください。病気・老齢等により、狂犬病予防注射ができないと獣医師が判断した場合は、動物病院で狂犬病予防注射猶予

証明書を発行してもらい、環境衛生課、山口・小郡を除く各総合支所地域振興課へ提出してください。

環境衛生課 ☎ 083・934・2690、南部衛生担当 ☎ 083・973・8136

クマの出没に注意

夏季は登山等で山野へ入る機会が多くなります。クマの被害にあわないよう、次の点に注意しましょう。

- ・クマの活動時間帯は朝夕の薄暗い時間帯が多いため、早朝や日没後の行動はなるべく控える
- ・鈴やラジオを携行し、自分の存在を知らせる
- ・クマを人里に呼び寄せないよう、残飯や生ごみの後始末、不要な果実の処分などを徹底する

農業振興課 ☎ 083・934・2666

竹が繁茂してお困りではありませんか

県では「やまぐち森林づくり県民税」を活用して、竹林を伐採し、森林へ移行する事業地を募集中です。

▼内容 竹林を全部伐採（4年間継続）、竹林面積0.5ha以上2.0ha以下、県と竹林所有者で協定を締結、竹林伐採後9年間は森林以外への転用禁止、その他各種条件あり

▼費用 県が全額負担

申 山口県山口農林水産事務所森林部 森林づくり推進課 ☎ 083・922・6700



募集

市営墓地永代利用者募集

左表の市営墓地の永代利用者を募集します。応募者多数の場合は、9月下旬に抽選を実施します。

墓地名	面積(m ²)	区画数	永代使用料	※永代清掃料
柁第一霊園	4	4	220,000 円	22,000 円 ※共用の通路等を維持管理するための料金は、おおよび清掃料です。
柁第二霊園	4	4	220,000 円	
柁第三霊園	4	5	260,000 円	
ふしの第一墓地	3.24	2	150,000 円	
ふしの第二墓地	3.24	1	150,000 円	
小郡円座霊園	3.78	7	320,000 円	
岡山共葬墓地	3.78	3	300,000 円	

▼対象 申し込み時に本市に住民登録があり、現に遺骨を所持し(他の墓地等に納骨していることを含む)、その遺骨の祭祀を主宰し、1年以内に墓石を建立できる方
※すでに市営墓地を利用しており

れる世帯の方は、申し込みできません。また、同一世帯で、複数の墓地への申し込みもできません。

申 8月15日(金・必着) までに、郵送または来所で、〒住所、氏名、電話番号、希望墓地の名称を明記の上、火葬許可証の写しまたは埋蔵証明書(原本)と返信用封筒(110円切手貼付)を、生活安全課 ☎ 083・934・2986

※定員割れの墓地は、10月1日(水)9時~令和8年2月6日(金)に、申し込みを随時受け付けます。
※御堀霊園は、申し込みを随時受け付けています。

青少年書道交流展

さいなんし 済南市・山口市友好都市提携40周年を記念し、両市の青少年の相互理解を深め、両市の友好関係を強化することを目的として「青少年書道交流展」の作品を募集します。応募者にはデジタル参加賞等を贈呈予定です。

▼作品テーマ 自由(平和・友情など)
▼規定等 字体:楷書または行書、サイズ:書道用半紙(ヨコ約24・2cm×タテ約33・3cm)、JEPG形式スキャン(撮影)データ(解像度300dpi以上)

▼対象 市内の小学4年生~6年生
申 9月8日(月) までに下の二次

市民の皆さんの意見をお聞かせください

パブリックコメント(意見募集)

市では、重要な計画等を策定する際に、市民の皆さんからの意見を募集しています。
・提出された意見に対しては、市の考え方(個人情報を除く)をウェブサイトで公表します。
・内容不明のものや匿名の意見には、市の考え方を示しません。
・個々の意見に直接の回答は行いません。

山口市まちなかウォークブル推進ビジョン(案)

内容	歩いて楽しいまちなかを形成するための指針である、「山口市まちなかウォークブル推進ビジョン」の策定にあたり、意見を募集します。
担当課	都市計画課(〒753-8650 亀山町2-1) ☎ 083-934-2831 ✉ toshi@city.yamaguchi.lg.jp

■募集期間 7月21日(月・祝)~8月20日(水・必着)
■閲覧場所 7月21日(月・祝)~担当課、各総合支所、市政情報コーナー、各地域交流センター(阿知須・徳地を除く)および分館、各市立図書館、または市ウェブサイト
■意見提出 来所、郵送、Eメール等のいずれかで、〒住所、氏名、タイトルに「山口市まちなかウォークブル推進ビジョン(案)への意見」と明記の上、意見を、担当課まで

意見提出はウェブサイトからが簡単! フォームに入力するだけで提出できます。



景観写真コンテスト作品募集

▼テーマ 山口市誕生20周年「未来に伝えたい山口の○○」

▼応募資格 一般の部:市民または山口市をこよなく愛する方、小学生の部:市内の小学生または山口市が大好きな小学生

▼応募規格 写真の電子データ(1人3点まで)

元コードを確認の上、フォームまたはEメールで、〒住所、氏名、学年、作品名など記入の上、国際交流課 ☎ 083・934・2725、✉ kokusai@city.yamaguchi.lg.jp



大好きな動物を描こう

「動物との共生」をテーマとした絵画作品を募集しています。

▼対象 幼稚園・保育園児の部、小学生の部、中学生の部

▼提出物 四つ切りの画用紙に描い

申 7月21日(月・祝)~11月21日(金・必着)に

応募フォーム(下の二次元コード)または市ウェブサイトに掲載の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、来所、Eメールのいずれかで都市計画課 ☎ 083・934・2831、✉ toshi@city.yamaguchi.lg.jp

